

第19号 フルーツワインの認証基準

平成15年3月25日制定
平成19年2月22日改正

第1 適用の範囲

この基準は、山梨県内で製造された「フルーツワイン」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
フルーツワイン	ぶどう以外の果実（若しくは果実に補糖又は糖抽出果汁）を原料として発酵させたものであって、酒税法（昭和28年法律第6号）に定める果実酒又は甘味果実酒に適合しているもの。

第3 品質及び品質表示

- 1 フルーツワインの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。ただし、この基準は酒税法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）の適用を排除するものと解してはならない。

区分		基準
品質	原材料	酒税法に基づき、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 山梨県内で生産されたぶどう以外の果実。 2 砂糖、ぶどう糖又は果糖。
	料	食品添加物 亜硫酸塩以外の食品添加物は使用していないこと。
	性状	色沢及び香味が良好なこと。
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示量に適合していること。
表示	一括表示事項	次の事項を表示してあること。 (1) 品名（酒類の種類） (2) 食品添加物名 (3) 内容量 (4) アルコール分 (5) 製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地

表 示	表示の方法	<p>1 表示事項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名(酒類の種類) 酒税法に基づき、「果実酒」又は「甘味果実酒」と記載すること。</p> <p>(2) 食品添加物 亜硫酸塩を使用する場合は、「酸化防止剤(亜硫酸塩)」と記載すること。</p> <p>(3) 内容量 リットル又はミリリットルの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(4) アルコール分 次の例により記載すること。 アルコール分 %又は 度(未満)</p> <p>(5) 製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地 製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地を記載すること。</p>
	特別表示事項及びその表示事項	<p>1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「フルーツワイン」と表示することができる。</p> <p>2 製品には「山梨県産果実100%使用」等と表示することができる。</p>
	表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>1 品評会等で受賞したことがあるかのように誤認される用語(品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって、受賞年を併記しているものに表示する場合を除く)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。</p> <p>2 一括表示事項の項に規定により表示してある事項と矛盾する用語。</p> <p>3 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真、その他の表示</p>

第4 製造施設等

製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理がおこなわれていること。

第5 品質管理

- 1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理をおこなうこと。
- 2 食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のために適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づきおこなうものとする。